# 令和８年　第１０回教育委員会会議録

令和８年１０月２２日（木）

甲州市教育委員会

第１０回教育委員会　会議録

日　時　　令和８年１０月２２日（木）（午前９時３０分から）
場　所　　甲州市役所２階　第一会議室

一　出席した委員は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 教育長 | 小林俊彦 | 職務代理 | 依田智子 |
| 委員 | 反田千佳 | 委員 | 廣瀬文武 |
| 委員 | 渡邉　靖 | | |

一　欠席した委員は次のとおりである。
（なし）

一　出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 教育総務課長 | 清水　修 | 教育総務課Ｌ | 小林絵美 |
| 教育総務課Ｌ | 金澤祐子 | 生涯学習課長 | 坂本　豊 |
| 生涯学習課Ｌ | 森　一幸 | 指導主事 | 金森　淳 |
| 指導主事 | 髙野育愛 | 教育総務課Ｌ | 岡部裕美 |
| 事務担当 | 加賀爪あみ | | |

一　欠席した者は次のとおりである。
（なし）

一　会議に付された案件は次のとおりである。
日程第１　教育長諸般の報告について
日程第２　議案第１３号　甲州市教育委員会関係者からの過剰な要求等への対応マニュアル制定について
日程第３　報告第　８号　甲州市校外行事引率教員補助金交付要綱の改正について

教育長　　ただいまから、第１０回教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は５名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に依田委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、会議を進めさせていただきます。

［日程第１］

教育長　　日程第１　教育長諸般の報告について、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。
本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長　　以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

［日程第２］

教育長　　それでは、日程第２　議案第１３号　甲州市教育委員会関係者からの過剰な要求等への対応マニュアル制定について、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長　では、お願いいたします。議案第１３号　甲州市教育委員会関係者からの過剰な要求等への対応マニュアル制定についてとなります。
昨年の６月に、労働施策総合推進法が改正をされまして、カスタマーハラスメントについて事業主が対策を講じることが義務化され、さらに講ずべき措置等について具体的に示した指針が示されたところであります。これを受けまして、県の教育委員会及び本市の市長部局につきましては、既にガイドラインが策定をされていたところでございます。そのガイドラインを参考としまして、市の教育委員会といたしましても、対応マニュアルを策定するということで、今回策定をさせていただいたものであります。
主なところだけ申し上げます。まず第３のところにおいて、カスタマーハラスメントの定義について、「保護者や地域住民等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、教職員の勤務環境が害されるもの」と定めております。第４においては、留意点といたしまして、子どもの成長を中心に据え、互いに尊重し理解し合う姿勢が必要であり、かつ組織的に対応することとしております。第５におきましては、カスタマーハラスメントの区分について、９種類に分けて、それぞれの対応の方法についてまとめているものであります。①については「長時間の拘束」、②については「同じ内容の繰り返し」、③については「名誉毀損・侮辱・暴言」、④については「暴行・障害」、⑤については「威嚇・脅迫」、⑥については「著しく不当な要求」、⑦については「学校外への呼びつけ、拘束」、⑧については「メディアへの投稿」、⑨については「セクシャルハラスメント」という形になっております。
各学校におきましては、既に県の教育委員会の中でこういったチラシの方が定められておりますので、各学校の方に配布をさせていただいて、通用口のところにおきまして掲示をさせていただいて、来校者につきましては「今後こういった対応をしていきますよ」ということで周知をさせていただいているという中身でございます。
なお、このマニュアルにつきましては、本年１０月１日から施行するということで進めさせていただければと思っております。
説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

教育長　　ありがとうございます。
教育総務課長から、議案第１３号　甲州市教育委員会関係者からの過剰な要求等への対応マ

ニュアル制定について、説明がございましたが、委員の皆様から何かございますか。

依田職務代理　現状で、このカスタマーハラスメントにあたるような事例というのはあったりするんでしょうか。

教育総務課長　実際としてはあります。

依田職務代理　ありますか。ということは、もうこれで現在対応をしているということですね。
こういう事例はもう何件も。

教育総務課長　私が把握しているのは今２件です。特にひどいのは１件なんですけれども。

依田職務代理　そうですか。それはもう長期にわたってという感じですか。

教育総務課長　そうですね。はい。

依田職務代理　ありがとうございました。

教育長　他にいかがでしょうか。

「なし」の声

教育長　よろしいでしょうか。
それでは、議案第１３号　甲州市教育委員会関係者からの過剰な要求等への対応マニュアル制定については、委員の皆様方ご確認いただいたということでよろしいですか。

「はい」の声

教育長　よろしくお願いします。

［日程第３］

教育長　それでは、日程第３　報告第８号　甲州市校外行事引率教員補助金交付要綱の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　では、お願いします。報告第８号　甲州市校外行事引率教員補助金交付要綱の改正についてとなります。
これまでにつきましても、修学旅行、それからスキー教室、スケート教室、修学旅行の事前調査につきまして、各学校の先生方がおいでになる場合に関しまして、上限といたしましてそれぞれ金額を定めまして、補助金の交付を行ってきているところでございます。基本、補助金に関しましては概算払いという方法を取らせていただいて、事業が行われる前に申請をいただき、それに伴ってあらかじめ概算の金額をお渡しし、事業が終わったところで精算をしていただくという流れを取ってございました。昨今におきましては、修学旅行等それからスキー教室等につきましても、旅行会社と直接やりとりをするということが非常に増えてきておりますので、先生方のお手を煩わせるということが非常に多くなってきております。
今回の改正につきましては、今申し上げた概算払いという方法を改めまして、精算払い、事業がすべて終わったところで請求をいただき、それに基づいてこちらの方からも補助金を交付するという方法に改めさせていただければというものでございます。
本来であれば一部改正でというところになるんですが、それに伴いまして様式であるとか諸々の文言も全部変えていかなければなりませんので、補助金の交付要綱ということで改めて制定をさせていただいて、これまでのものについては廃止をするという方法を取らせていただければというふうに考えております。
この要綱につきましても、本年の１０月１日から施行をするということで考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長　ありがとうございました。それでは、教育総務課長からの説明につきまして、何か教育委員の皆様からございますか。

「なし」の声

教育長　よろしいでしょうか。
交付要綱の改正でより一層整えていきたいということで。１０月１日から、これに基づいて進めていくということでございます。
それでは、日程第３は報告でございますので、委員の皆様方にご確認いただいたということでよろしくお願いします。

教育長　本日予定していた議事はすべて終了いたしました。
次回 第１１回定例教育委員会は、１１月１９日午後１時３０分から、甲州市民文化会館２階　第３会議室での開催となります。

「はい」の声

教育長　これをもちまして令和８年第１０回定例教育委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。